

不用品の買取りだと言っていたのに・・・！ 大事な形見の貴金属を買い取られてしまった

<相談事例>

女性からの電話で「不用品を何でも買い取ります」と言うので、不要な靴を出そうと家に来てもらうことにした。しかし、当日来たのは口調の強い男性で「これだけではなく、他に宝石はありませんか。見せてください」と急かされた。見せるだけのつもりで親族の形見の貴金属を持ってくると、書類と1万円の領収証を渡され、貴金属を持ち去られてしまった。貴金属を出さなければよかったと後悔している。取り戻せるだろうか。（80歳代女性）

<アドバイス>

- 買い取り事業者が、事前に買い取りを承諾していない物品を突然売るように要求することは禁止されています。
- 貴金属を見せるよう言われても、売るつもりがなければ断りましょう。
- 必ず契約書を受け取り、物品の種類、買い取り価格、事業者の名称や連絡先、クーリング・オフについての記載を確認しましょう。
- 買い取り事業者の訪問を受ける場合は、一人で対応せず、信頼できる人にできるだけ同席してもらいましょう。
- クーリング・オフできる場合があります。困ったときは消費生活センターに相談してください。



まもりん

北九州市立消費生活センター（ウェルとばた7F）	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は、まずは消費生活センター
☎861-0999へ電話でご相談ください。

消費者ホットライン☎188（^{い や や}あなたの地域の消費生活センターにつながります。）



みもりん